

平成 23 年度第 3 回新潟市清掃審議会会議概要

開催日時	平成 23 年 7 月 20 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分	
会 場	新潟市役所白山浦庁舎 7 号棟 4 階 405 会議室	
出席者	出席委員	菅原会長、藤井副会長、菊野委員、松原委員、熊田委員、小松委員、坂田委員、椎谷委員、高野委員、武田委員、山下委員 橋本委員 計 12 名 (欠席 小林委員、竹林委員、内藤委員)
	事務局	環境部長、廃棄物政策課長、廃棄物対策課長、 廃棄物施設課長 ほか
主な議事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 第 2 回審議に係る照会事項等について</p> <p>(2) 事業系ごみに関する制度及び処理状況について</p> <p>(3) 事業系ごみの減量施策について</p> <p>3 連絡事項</p> <p>4 閉会</p>	
主な議題等	<p>< 審議の進め方 ></p> <p>それぞれの議題について資料に基づき事務局が説明を行った後、審議委員からの意見・質問を受け審議を進めました。</p> <p>< 議題 ></p> <p>第 2 回審議に係る照会事項等について</p> <p>全品目の週 1 回収集は相模原市で実施されている。資料 1 のコスト試算は新潟市のみの試算と考えられるが、相模原市と比較した場合はどうなるのか。</p> <p>市～ 相模原市からのヒアリングで試算をし、1 トンあたりの処理単価は新潟市よりも安くなる結果となった。しかし、相模原市と新潟市で</p>	

は市域の面積が大きく違う（収集運搬距離が長い）など、前提となる諸条件が異なるため単純比較することは困難である。

資料2でプラスチック製容器包装（以下「プラ容包」という。）の分別協力率を向上させるということでシミュレーションしているが、現在よりもこれを向上させるのはかなり難しいのではないかと。特に高齢者にはプラ容包の分別は分かりにくくうまくできていないため、きめ細かな周知が必要と考えられる。

巻広域の分別制度については、コミュニティ協議会単位でプラ容包分別の制度化に向けた取り組みが進みつつある。ただ、1人あたりのプラ容包の排出量をみると少なく、一生懸命分別している人は分別していて、そうでない人は分別していないという状況。したがって、直ちに制度化することは現状では難しく、多くの方が自主的に分別するようになったところで制度化していただきたいと考えている。

市～平成22年度の清掃審議会において、西蒲区自治協議会から「もう暫く現状の分別制度を維持したい」という要望書が出された。これに対し「資源化可能なプラ容包については、大方の協力が得られる地域において分別収集を推進する。」という方向性としたところ。引き続き巻広域での住民理解の進捗状況等を踏まえ、制度化に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

資料4の環境教育について、新潟市でも小学校4年生になるとごみの勉強をしている。市民に対する意識改革という点で、このような取り組みをさらに強化すれば、次代を担う子どもたちが大人になったときに、もっとごみについて意識するようになるのではないかと。

生ごみの水切りなど何かしらのきっかけで日々の生活習慣が変わる。このように市民が気軽に行えることを積極的に広報し、リデュースの取り組みを強化していくのが良いのではないかと。

資料4で農業分野とも連携した生ごみ減量施策を調査・研究するということが、生ごみには様々なものが含まれているため、堆肥にする際は注意が必要。結果的に農地に負荷をかけないように、生ごみ堆肥の成分をきちんと分析するなどしたうえで活用するべき。

市～農業分野と連携した生ごみ減量施策を展開していくうえで、ご指摘の部分も注意しなければならないと考えている。

事業系ごみに関する制度及び処理状況について

資料6で小規模事業所の資源ごみの回収はどの様に行われているのか。品目ごとにリサイクルされているのか。

市～基本的には一般廃棄物の収集運搬許可業者と個別契約して、ごみと一緒に資源物も収集している。一部では小規模事業者が集まってまとめて資源物として出しているところもある。また、小規模事業者が少量の資源物をごみ集積場に出す場合もあると考えられる。

事業系ごみの減量施策について

資料8の2. で「焼却施設での古紙搬入規制の指導を強化し、改善がみられない場合は社名公表等の制裁的措置の導入を検討」ということだが、現在の制度のままできるのか。条例改正が必要となるのか。

市～ 制裁的措置を導入するにあたっては、行政罰として過料を課すといったことも検討事項になる。社名公表も含め、このような施策を実施する場合は条例改正が必要。どこまでやるかはご審議いただきたい。

資料5の事業者へのアンケート結果をみると、「リサイクルガイドラインを閲覧したことがない」や「市の処理施設での古紙搬入規制を知らない」といった回答が多く、制裁的措置導入の前に十分周知を図ることが重要と考えられる。

資料8の2. で飼料化ルートの開拓とあるが、前回の審議会で飼料化は難しいということではなかったか。具体的にどのように飼料化ルートの開拓を進めるのか。

市～ 飼料化は法律の規制があって困難な部分も多いが、例えば学校給食の調理残さなど一定の量が出て、ある程度何が含まれているか把握できるものを飼料化している事例もある。また、民間企業でも食品製造の際に出る残さの飼料化を研究しているところもあり、そのような取り組みを支援していくようなことを考えている。

事業者はごみ集積場に事業系ごみを排出してはならないこととなっているが、小規模事業者は個別で契約して処理することは難しいと考えられる。小規模事業者に限ってごみ集積場に排出することを可ととしてはどうか。

市～ 廃棄物処理法では事業活動に伴って生じるごみについて、事業者による自己処理責任が規定されている。これを踏まえ、新ごみ減量制度では家庭系ごみの集積場に事業者が排出することを禁止したわけで、小規模だからといって可とすることは困難。ただ、店舗と居宅が一緒になっている事業者の場合等、家庭ごみと一緒に出される場合もあると考えられる。

大企業は比較的リサイクルに取り組む意識が高いと考えられるが、中小の事業者はやはり関心が低いところも多いのだろう。関心を持たせるために、ごみやリサイクルについての関わりを持たせ、コストと環境を両立できるよう工夫していく必要があるのではないか。

優良事業者表彰は県の制度を奨励するということだが、市ではこのような表彰制度は作らないのか。

市～ 県が始めた事業に市もタイアップするかたちで事業者に制度をPRするなどし、事業系ごみの3Rに向けた取り組みを進めてもらいたいと考えている。ただ、市が県と異なる認定制度を構築する道を排除しているわけではないので、ご審議いただきたいと考えている。

傍聴者

2名